

流域治水関連資料

令和5年3月29日

中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会

中川・綾瀬川流域 主な洪水被害とこれまでの治水対策

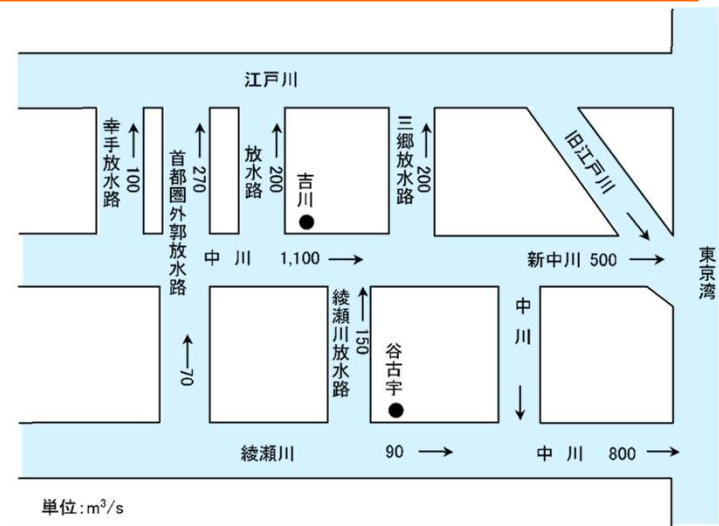
- 昭和33年9月(狩野川台風)洪水などによる相次ぐ大災害を受け、昭和36年に中川・綾瀬川の中流部の主要区間を大臣管理区間に編入。
- 昭和55年に計画降雨規模を1/100として、流域内貯留施設(遊水地)及び流域外排水施設(放水路)を位置付けて工事实施基本計画を策定(平成5年改定)するとともに、河川整備のみによる治水対策が困難なことから、流域における総合的な治水対策について昭和55年に協議会を設置し、昭和58年に計画策定(平成12年改定)。
- 平成18年2月に利根川水系河川整備基本方針を策定。

主要洪水と計画及び治水対策の変遷

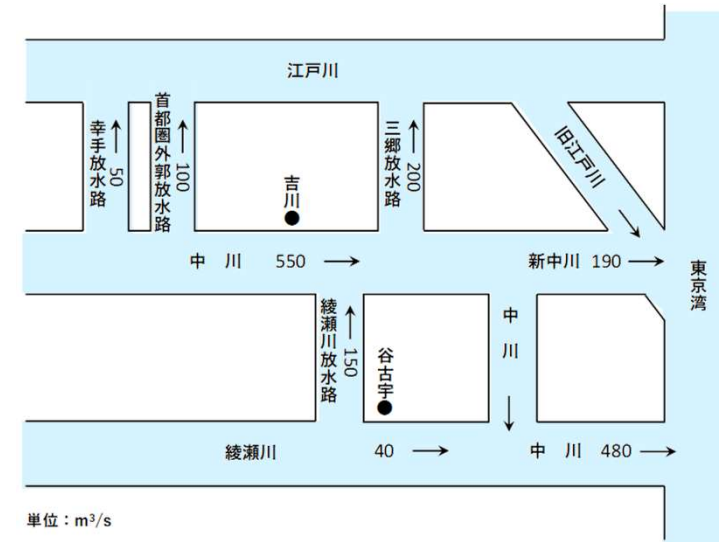
大正 2年8月	洪水
大正 5年	内務省直轄改修計画
昭和 5年	直轄改修計画完成に伴い都県へ移管
昭和33年9月	狩野川台風
	浸水面積 : 約27,840ha 浸水家屋 : 41,544戸
昭和36年	中川・綾瀬川の中流部を国へ移管
昭和37年	新中川放水路 完成(東京都)
昭和38年	中川総体計画
	計画雨量 : 292mm/2日(1/50) 計画高水流量 : 800m ³ /s(吉川) 流域に一部湛水を許容(3,600万m ³)
昭和40年	利根川水系工事实施基本計画 策定
昭和54年	三郷放水路 暫定完成(100m ³ /s) (平成8年:200m ³ /s完成)
昭和54年10月	台風20号 激特事業採択
	浸水面積 : 約524ha 浸水家屋 : 9,517戸
昭和55年	工事实施基本計画 改定
	計画雨量 : 355mm/48hr(1/100) 計画高水流量 : 1,100m ³ /s(吉川) 流域に一部湛水を許容(5,500万m ³)
昭和56年10月	台風24号 激特事業採択
	浸水面積 : 約2,354ha 浸水家屋 : 33,818戸
昭和57年9月	台風18号 激特事業採択
	浸水面積 : 約5,076ha 浸水家屋 : 29,457戸

昭和58年	流域整備計画 策定
	計画雨量 : 217mm/48hr(1/10) 想定市街化率 : 38% 河川分担量 : 13,900万m ³ 流域分担量 : 3,500万m ³
昭和59年	綾瀬排水機場 暫定完成(50m ³ /s) (平成7年:100m ³ /sへ増強)
昭和61年8月	台風10号 激特事業採択
	浸水面積 : 約2,116ha 浸水家屋 : 16,874戸
平成 3年9月	台風18号 激特事業採択
	浸水面積 : 約2,493ha 浸水家屋 : 17,946戸
平成4年	綾瀬川放水路 暫定通水(25m ³ /s) (平成10年:100m ³ /sへ増強)
平成5年	工事实施基本計画改定
	計画雨量 : 355mm/48hr(1/100) 計画高水流量 : 1,100m ³ /s(吉川) 流域に一部湛水を許容(3,600万m ³)
平成12年	流域整備計画 改定
	計画雨量 : 217mm/48hr(1/10) 想定市街化率 : 51% 河川分担量 : 14,950万m ³ 流域分担量 : 2,950万m ³
平成14年	首都圏外郭放水路 部分通水開始(100m ³ /s)
平成18年	利根川水系河川整備基本方針策定
	計画雨量 : 355mm/48hr(1/100) 計画高水流量 : 1,100m ³ /s(吉川) 流域に一部湛水を許容(3,600万m ³)
平成18年	首都圏外郭放水路 完全通水開始(200m ³ /s)

利根川水系河川整備基本方針(中川・綾瀬川)の流量配分




中川・綾瀬川総合治水対策(流域整備計画)の流量配分



背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
 - 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)
- ▶ 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

<h3>1. 流域治水の計画・体制の強化</h3> <p>【特定都市河川法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大) ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実 <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施 	<h3>3. 被害対象を減少させるための対策</h3> <p>【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫 <ul style="list-style-type: none"> 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制) 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連) 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化(※予算関連) 	<h3>4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策</h3> <p>【水防法、土砂災害防止法、河川法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加
<h3>2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策</h3> <p>【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 河川・下水道における対策の強化 <p>◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の創設(※予算・税制) 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止 ◆ 流域における雨水貯留対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制) 	 <p>流域治水のイメージ</p> <p>この図は、流域治水の様々な取り組みを示しています。上流では森林・治山施設の整備と利水ダムの活用が行われます。中流では砂防施設の整備とハザードマップの作成が行われます。下流では治水ダムの建設・再生が行われます。また、浸水被害防止区域と貯留機能保全区域の創設、堤防の強化、地区計画の策定、雨水貯留浸透施設の設置、避難拠点の整備、防災集団移転事業、そして下水道整備も示されています。</p>	

法改正の内容 特定都市河川の指定要件の見直し

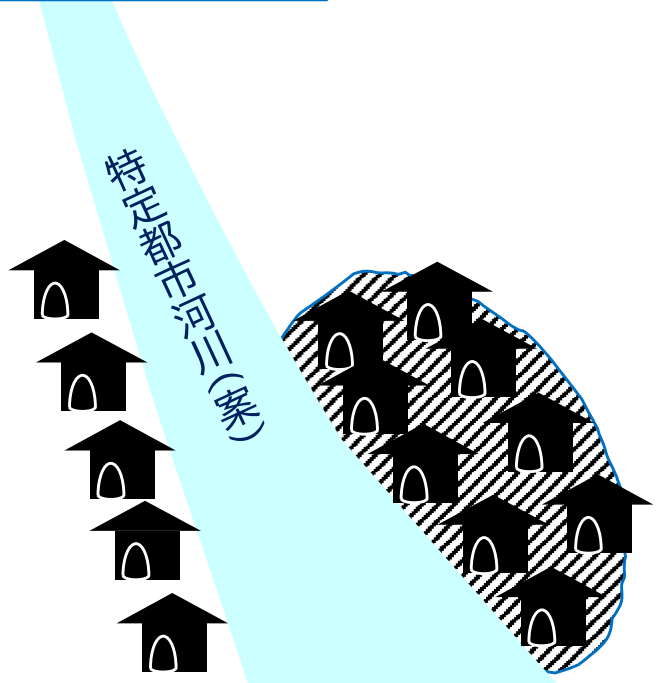
- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件^(※)である「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。
(※) 現行の特定都市河川の指定要件＝河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。



【改正概要】
特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

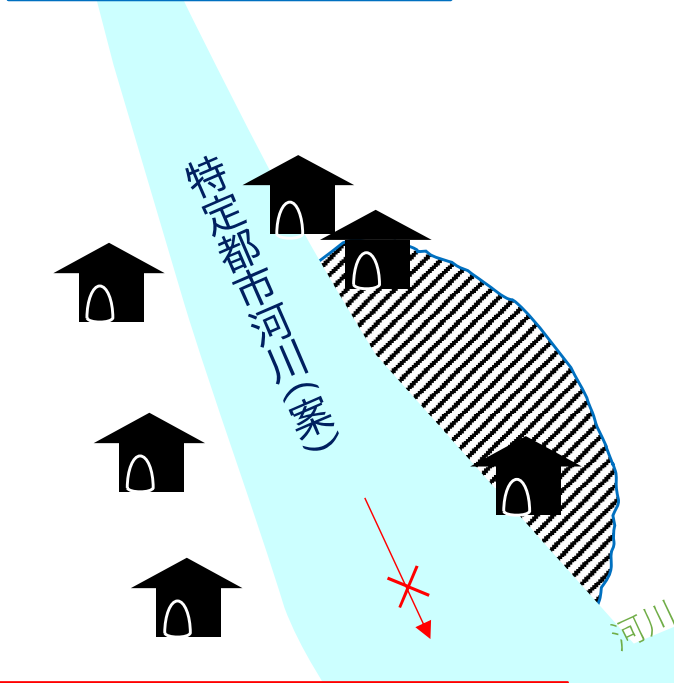
指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか) ⇒ 中川・綾瀬川は①に該当

①市街化の進展



家屋連担等により河道拡幅困難

②接続する河川の状況



接続する河川の水位が高い際
支川からの排水困難

③周辺地形その他の自然的条件



狭隘部により流下困難
その他地質、自然条件等

法改正の内容 流域水害対策計画の拡充、協議会制度の創設

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域における関係者一体となった水害対策を一層促進するため、「流域水害対策計画」の内容を見直し、流域の事業者や住民に密接に関連する事項を位置付けるとともに、計画の効果的な実施・運用体制の構築が必要。



【改正概要】

- 「流域水害対策計画」に雨水貯留浸透対策の強化（公共団体・民間による対策や緑地保全等）、浸水エリアとその土地利用等を新たに位置付け
- 見直し後の「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「流域水害対策協議会」制度を創設

【流域水害対策協議会のイメージ】



(協議会設置)

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

(構成員)

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

➡ 構成員は協議結果を尊重

※計画策定主体が必要と認める場合

法改正の内容 流域水害対策計画の拡充

- 特定都市河川及び流域が指定されたときは、**特定都市河川の河川管理者**、特定都市河川流域内の**都道府県及び市町村の長**、**特定都市下水道の下水道管理者**は、共同して**流域水害対策計画を定めなければならない**。
- 当該計画の策定にあたっては、必要に応じて、学識経験者への意見聴取、公聴会の開催等流域内の住民の意見を反映させる措置を講じなければならない。

【流域水害対策計画に記載する事項】 ※ 下表内の下線部は改正による変更・追加事項

現行法	改正法
	一 <u>計画期間</u>
一 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	二 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
二 特定都市河川流域において都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	三 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
	四 <u>前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深(都市浸水想定)</u>
三 特定都市河川の整備に関する事項	五 特定都市河川の整備に関する事項
四 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	六 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項
五 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)	七 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)
六 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	八 特定都市河川流域において <u>河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他</u> 浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 【※ 緑地に関する施策に関する事項を記載可】
	九 <u>雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項</u>
七 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項	十 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項
	十一 <u>第四号(都市浸水想定)の区域における土地の利用に関する事項</u>
	十二 <u>貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針</u>
八 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	十三 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
九 全各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	十四 前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

○ 河川管理者・下水道管理者のみならず、雨水貯留浸透施設の整備に対する地方公共団体への補助を従来の1/3⇒1/2とし、民間の認定事業者等に対しては従来の1/3⇒1/2の支援制度に拡充する。さらに民間の認定事業者に対しては、認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設に係る固定資産税を減免する。

実施体制の構築(流域水害対策協議会制度の創設)



支援制度の拡充(雨水貯留浸透施設の整備)

【平常時】



【出水時】



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

	河川管理者・下水道管理者 による雨水貯留浸透施設整備	左記以外の地方公共団体 による雨水貯留浸透施設整備	民間事業者等 による雨水貯留浸透施設整備
[補助率等]	1/2 (防災・安全交付金)等	1/3 (防災・安全交付金)	1/3 (下水道区域における間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2) 等
現行			<u>1/3</u> (下水道区域外も対象にした間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2)
新たな制度 (令和3年度～)	河川管理者: ※特定都市河川浸水被害対策法に基づく施設のみを河川法の特例として整備	<u>1/2</u> 特定都市河川法に基づく流域水害対策計画に位置付ける雨水貯留浸透施設	<u>1/2</u> 特定都市河川法に基づく認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設 固定資産税の減免 認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税特例

地方公共団体への補助

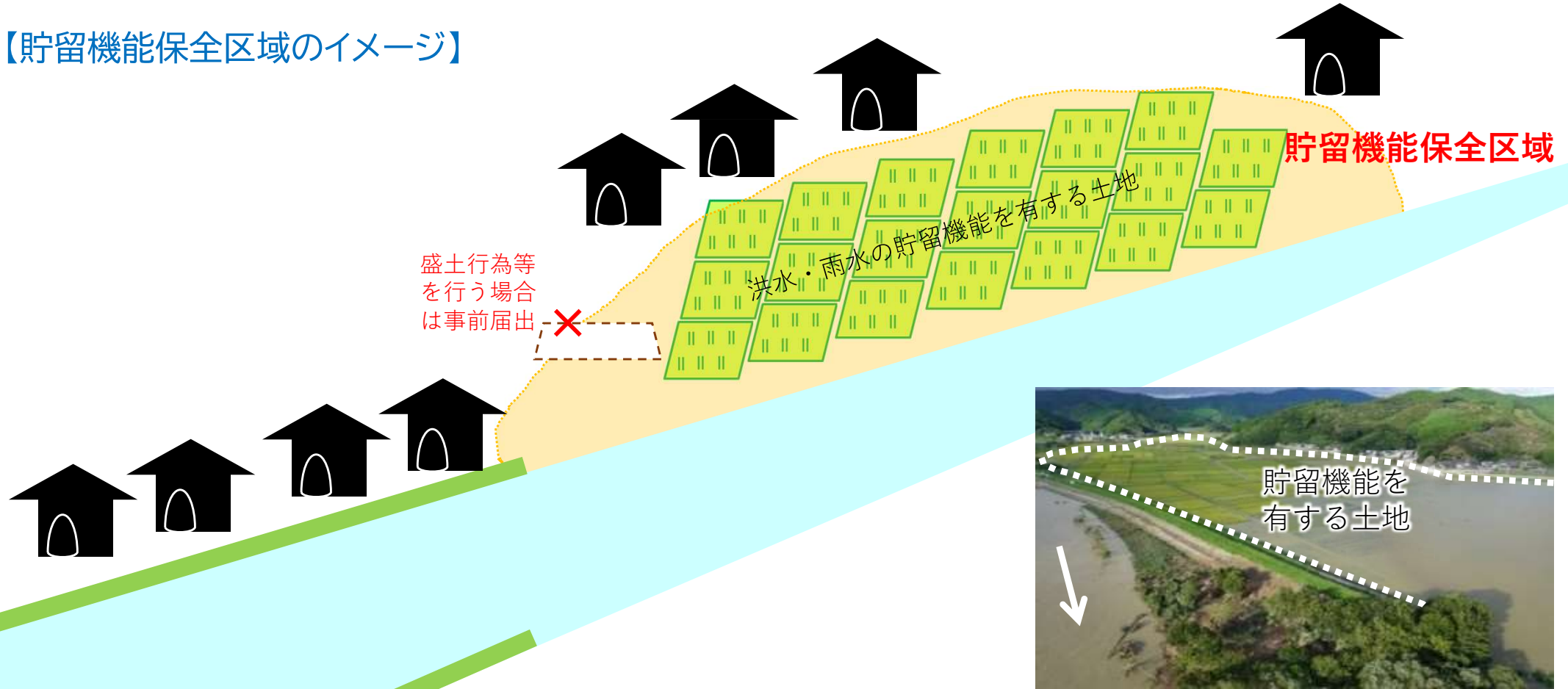
認定事業者への補助

 : 法定補助対象

法改正の内容 貯留機能保全区域制度の創設

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた**浸水の拡大を抑制する効用を保全するため**、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、**都道府県知事等(政令市長、中核市長)**が、市町村長からの意見を聴取し、**土地の所有者の同意**を得た上で、**貯留機能保全区域として指定**することができる。
- 区域内の土地において**盛土、塀の設置**等を実施する場合、事前に都道府県知事等に**届出**しなければならない。都道府県知事等は届出に対して**必要な助言又は勧告**をすることができる。
- 都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。

【貯留機能保全区域のイメージ】

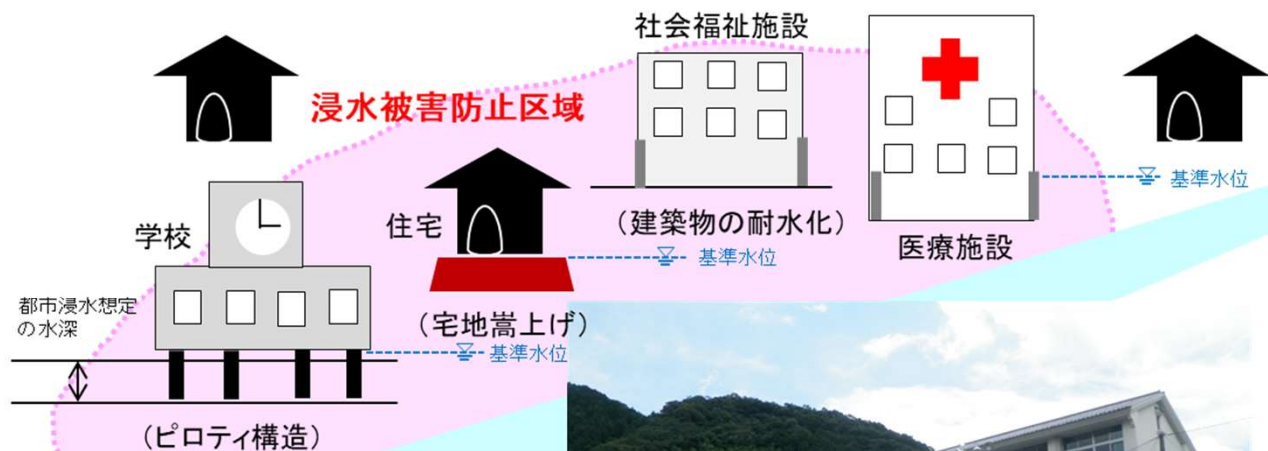


洪水・雨水の貯留機能を有する土地の例

法改正の内容 浸水被害防止区域制度の創設

- **高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため**、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、**都道府県知事が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「浸水被害防止区域」として指定し、開発規制・建築規制**を措置することができる。
- 開発規制については、**住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為**を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか**事前許可**が必要。
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、**住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為**を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の**事前許可**が必要。
- なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。

【浸水被害防止区域のイメージ】



※ 基準水位は、都市浸水想定の水深等を考慮して定める



ピロティ構造の事例